

「平成26年8月豪雨に係る災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの平成26年8月豪雨の災害により罹災し、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する学生は、2014年10月10日（金）までに学生課（神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

記

○災害救助法の適用地域

※後日追加される可能性もありますので各自ご確認ください。

- 【高知県】 高知市
吾川郡いの町、長岡郡大豊町、高岡郡四万十町
- 【徳島県】 那賀郡那賀町
- 【京都府】 福知山市
- 【兵庫県】 丹波市
- 【広島県】 広島市

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに家計支持者の勤務先が対象地域にあり、勤務先が罹災し就業に支障をきたしている世帯に属する学生も対象となります。

<事務取扱時間>

■事務取扱時間

→平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20

※8/1～9/10 平日9:00～16:00

8/1～9/2 土曜日休み

以上